

森林法等の一部を改正する法律の概要

- 国内の森林資源が本格的な利用期を迎えている中、住宅用など従来需要に加えて、CLT(直交集成板)や木質バイオマスなど国産材の需要の創出と拡大が進展。
※木材自給率は、H14年の19%を底に上昇傾向で推移し、H26年は31%まで回復。
- 一方、木材価格の低迷、森林所有者の世代交代、山村地域の過疎化等により森林経営意欲が低下している中で、国産材の安定的かつ低コストでの供給が十分に行われていない状況。
⇒ 林業の成長産業化を実現するため、適切な森林施業を通じて、**国産材の安定供給体制の構築・森林資源の再造成の確保・森林の公益的機能の維持増進**を図るための一体的な措置を講ずる。

森林資源の再造成の確保 (森林法)

造林未済地: 14千ha (H23年度末)を10年後に半減

▶ 伐採後の再造林を確保 (森林法第10条の8)

森林所有者等に対し、伐採後の造林の状況報告を義務付け

▶ 深刻化する鳥獣害を防止 (森林法第11条)

森林経営計画の認定要件として鳥獣害対策を講じることを追加

国産材の安定供給体制の構築 (森林法、森林組合法、木安法)

国産材利用量:
H26: 2,366万m³ → H32: 3,900万m³

▶ 森林組合等による施業の集約化を促進

(森林組合法第26条、第26条の2、第101条の2)
経営意欲の低下した森林所有者の森林等について、
・森林組合自らが森林を営業する事業の要件緩和
・森林組合連合会が自ら森林経営を行えるよう措置
施業集約化につながる森林経営計画の作成率 H25: 26% → H32: 80%

▶ 所在不明の共有者が存在する森林での施業を円滑化

(森林法第10条の12の2～第10条の12の8)
所在不明の共有者が存在する森林について、共有持分の移転に係る裁定手続を経て、伐採が可能となるよう措置

▶ 林地の境界情報等を整備

(森林法第191条の4～第191条の6)
市町村が林地台帳を作成する制度を創設
H30年度末までに全ての森林所在市町村で台帳を整備(森林GISを導入している市町村: 約800(H26年度末))

▶ 国産材の安定的な広域流通を促進

(木安法第4条、第8条)
・都道府県域を超える取引計画の大臣認定制度を創設
・上記計画に係る森林経営計画について伐採制限の緩和等を措置

森林の公益的機能の維持増進 (森林法、森林総研法、分収法)

早急に施業が必要な要整備森林: 約3千ha(H25年度末)を5年以内に5割以上解消

▶ 奥地水源林の整備を推進

(森林総研法第2条、第13条)
(森林法第39条の5)
整備の担い手として、都道府県、市町村、改称した(研)森林研究・整備機構を位置付け

▶ 分収林契約の内容変更を円滑化

(分収法第11条～第18条)
1/10を超える異議がないことをもって、全契約者の同意がなくても契約変更できる特例を創設

▶ 違法な林地開発を抑制

(森林法第206条)
違法な林地開発を行った者に対する罰則を強化
林地開発の違反件数(H26: 165件)を5年後に3割以上減

適切な森林施業を通じた林業の成長産業化

鳥獣害防止に向けた森林経営計画等の見直し(森林法)

市町村森林整備計画において鳥獣害防止森林区域を設定し、森林経営計画の作成者に対して防護柵設置など鳥獣害防止の方法を記載させることにより、計画的な森林整備と一体的な鳥獣害防止の取組を推進しやすくなる。

■ 現行制度

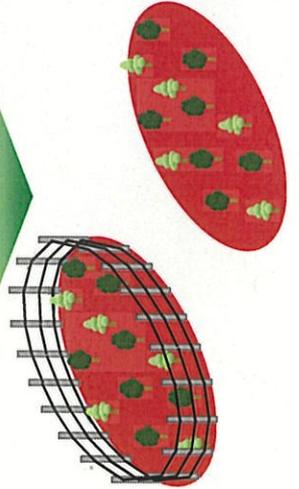
現行の森林経営計画においては、鳥獣害防止の取組の記載を求めておらず、鳥獣害防止に取り組むかどうかは、森林所有者の意向に委ねられている。

市町村森林整備計画(市町村)

- ・森林の整備に関する基本的事項
- ・伐採、造林、間伐、保育の標準的な方法
- ・森林の保護に関する事項 等

森林経営計画(森林所有者等)

- ・森林の経営に関する長期の方針
- ・伐採、造林、間伐の場所別の実施時期、面積、方法
- ・森林の保護に関する事項 等



■ 改正後

市町村森林整備計画に鳥獣害防止森林区域を設定するようになり、森林経営計画に鳥獣害防止方法の記載と履行を求めめる仕組を設けることにより、森林整備と一体的な鳥獣害防止の取組が促進される。

計画事項に追加

- ・鳥獣害防止森林区域の設定
- ・当該区域における鳥獣害防止の方法



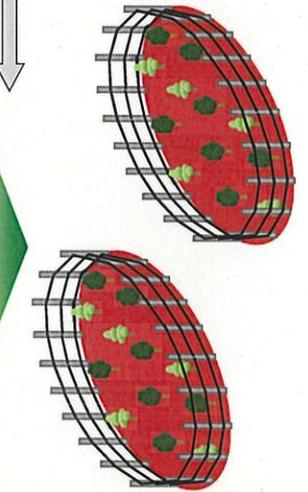
【鳥獣害防止森林区域】
鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域

計画事項に追加

- ・鳥獣害防止森林区域における鳥獣害防止の方法

支援

森林整備事業
(防護柵の設置等)



改正森林法の概要（鳥獣害防止対策関係抜粋）

1. 地域森林計画

（第五条第2項）

地域森林計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

第九号 鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域（以下「鳥獣害防止森林区域」という。）の基準その他の鳥獣害の防止に関する事項

2. 国有林の地域別の森林計画

（第七条の二第2項）

前項の森林計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

第四号 鳥獣害防止森林区域及び当該鳥獣害防止森林区域内における鳥獣害の防止に関する事項

3. 市町村森林整備計画

（第十条の五第2項）

市町村森林整備計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

第九号 鳥獣害防止森林区域及び当該鳥獣害防止森林区域内における鳥獣害の防止に関する事項

4. 森林経営計画

（第十一条第二項）

森林経営計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

第七号 その対象とする森林の全部又は一部が鳥獣害防止森林区域内に存する場合には、鳥獣害の防止の方法

（第十一条第5項）

市町村の長は、第一項の規定による認定の請求があった場合において、当該森林経営計画の内容が次に掲げる要件の全てを満たすときは、当該森林経営計画が適当である旨の認定をするものとする。

第六号 当該森林経営計画の対象とする森林の全部又は一部が鳥獣害防止森林区域内に存する場合には、第二項第七号の鳥獣害の防止の方法が農林水産省令で定める鳥獣害の防止の方法に関する基準に適合していること。

※下線部は本会議において検討すべき事項